

様式第1号

物件番号

R07長警01

物 件 調 書

土地の概要

所 在 地	佐世保市権常寺町893-19			地 目	宅地	
住 居 表 示	佐世保市権常寺町893-19			形 状	測量図のとおり	
面 積	(実測面積)		246. 36㎡	(登記簿面積)		246. 36㎡
接 面 道 路 の 幅 員 及 び 構 造	幅員約6m前後の舗装市道(建築基準法第42条1項1号道路)に南側で概ね等高に接する中間画地					
都市計画法・ 建築基準法に 基づく制限	区域区分	市街化区域		用途地域	第一種低層住居専用地域	
	建ぺい率	50%		容 積 率	80%	
	そ の 他 の 制 限	防火指定なし				
所有権を制限する権利設定						
私道の負担等 に関する事項	私道負担の有無	無	負担の内容			
	道路後退の有無	無	負担の内容			
供給施設の 整備状況	供給施設		事 業 所 名		電 話 番 号	
	電 気	有	九州電力(株)佐世保営業所		0120-761-371	
	上 水 道	有	佐世保市水道局水道維持課		0956-24-1151	
	下 水 道	有	佐世保市水道局下水道事業課		0956-24-1151	
	都市ガス	有	西部ガスお客さまサービスセンター		0570-000-312	
交 通 機 関 (現地まで)	鉄 道	JR佐世保線「早岐駅」まで南西約800m				
	バ ス	西肥バス「花高南」バス停まで北西約120m				
公 共 施 設 (現地から)	市役所	佐世保市早岐支所まで			北西約1. 3km	
	中学校	佐世保市立早岐中学校まで			北西約1. 5km	
	小学校	佐世保市立花高小学校まで			北東約0. 65km	

◎参考事項(物件の現況、法令上の制限等に関する特記事項)

1.上記内容については、事前に県が確認したのですが、その他許可条件や建物の建築制限などがある場合がありますので、詳細及び建物建築の可否など建築基準法の規定に関することについては、事前に買主が県または佐世保市に確認する必要があります。

物 件 調 書

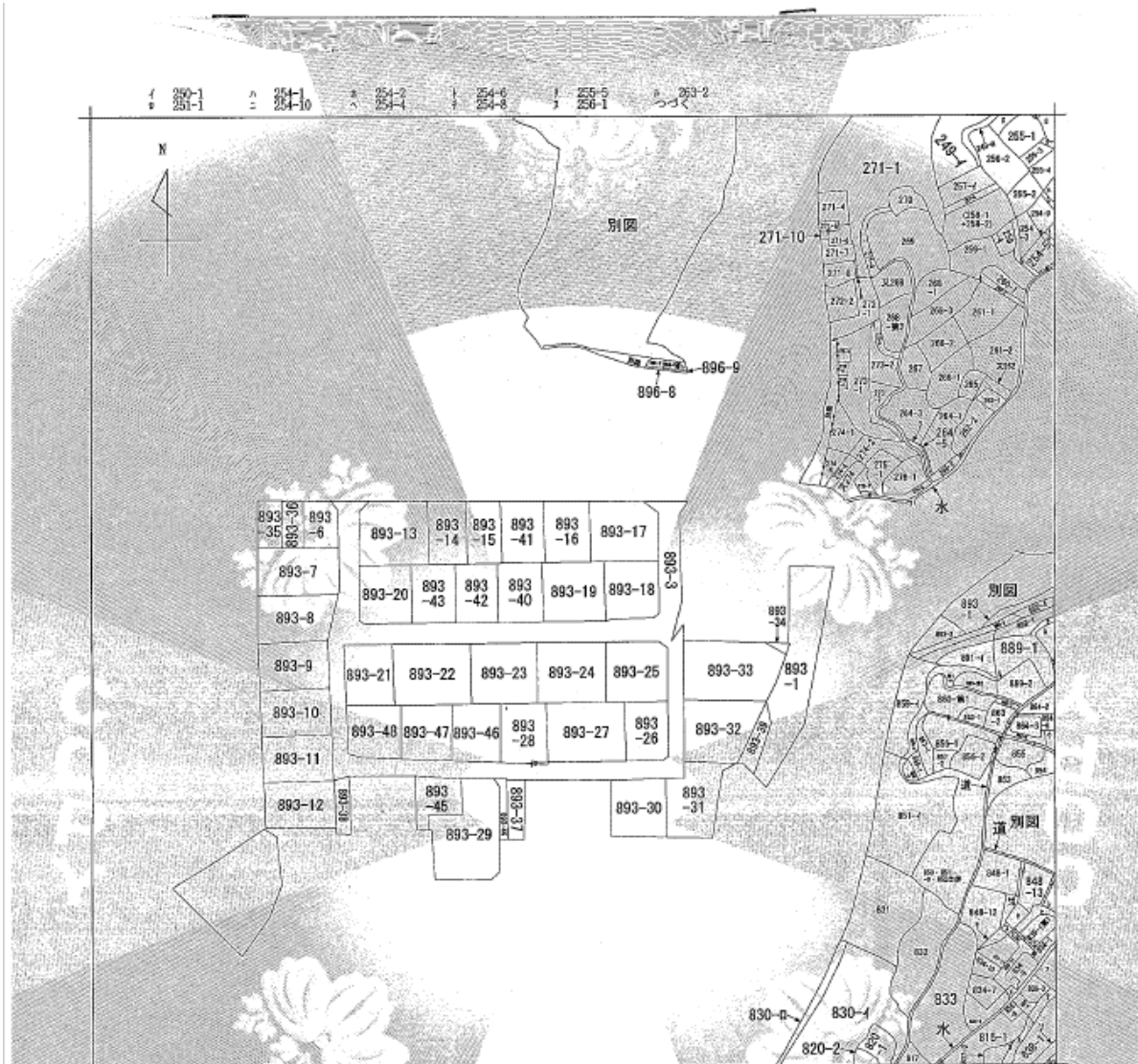
建物の概要

建物概要	所 在	佐世保市権常寺町893-19
	構 造	木造セメント瓦葺平家建
	用 途	1戸建て住宅
	床 面 積	82.80㎡
	建築年月日	昭和53年9月20日
使用資材等	基 礎	布基礎
	屋 根	厚型着色セメント瓦
	外 壁	センチュリーボード、モルタル刷毛引アクリルリシン吹付
	内 壁	プラスター、プリント合板、タイル
	天 井	杉柂合板目スカシ、ジブトーン目スカシ、石綿板VP
	床	コンクリートコテ押、フローリング、畳、モザイクタイル
	建 具	アルミ製ほか

◎参考事項(物件の現況等)

- 1.当該建物は、築47年を経過しており、屋根等の躯体・基本的構造部分や電気、給排水、衛生等の諸設備については相当の自然損耗・経年変化が認められるところですので、買主はそれを承認・前提として契約書所定の代金で本件を購入するものとします。現時点では雨漏りや水漏れの跡は確認できませんが、引渡後に自然損耗、経年変化による劣化・腐食等を原因として仮に雨漏り、水漏れ、諸設備に故障等があったとしても、それらは隠れた瑕疵に該当するものでなく買主の責任と費用で補修するものとし、県に法的請求・費用負担等を求めないものとします。
- 2.その他未登記附属建物として、倉庫(木造スレート葺平家建、約3.31㎡)があります。
- 3.不動産鑑定の際にアスベスト調査を実施した結果、軒裏ボードにレベル3のアスベスト含有が認められました。その他の場所には含有の形跡はありません。
- 4.現況のままで引き渡します。

物件調書



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部	所 在	佐世保市権常寺町			地 番		893番19		
出力縮尺	1/1000	精 度 区 分	座標系番号又は記号	分 類	地図に準ずる図面			種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日				備 付 年 月 日 (原図)				補 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(長崎地方裁判所佐世保支部管轄)

令和7年4月23日

長崎地方裁判所

請求番号：20-1
(1/2)

登記官

大瀬賢彦



公用

物件番号

R07長警01

物 件 調 書

長崎県佐世保市権常寺町 893-19

全部事項証明書

(土地)

表 題 部 (土地の表示)		調製	平成7年10月26日	不動産番号	3103000338952
地図番号	〔空白〕	筆界特定	〔空白〕		
所 在	佐世保市権常寺町			〔空白〕	
① 地 番	② 地 目	③ 地 積 m ²		原因及びその日付(登記の日付)	
893番19	宅地	240	35	893番3から分筆 〔昭和49年6月28日〕	
〔空白〕	〔空白〕	〔空白〕		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年10月26日	
〔空白〕	〔空白〕	246	36	③錯誤 〔令和7年8月25日〕	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)

順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権移転	昭和52年5月10日 第8364号	原因 昭和52年3月31日売買 所有者 長 崎 県 順位2番の登記を移記
	〔空白〕	〔空白〕	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年10月26日



これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

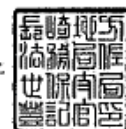
令和7年9月2日
長崎地方方法務局佐世保支局

登記官

岩 永 寿 子

- * 「登記の目的」欄に「相続人申告」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申出に基づく、登記官が職務で、申出があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。
- * 下線のあるものは権利事項であることを示す。

整理番号 D03108 (1/1)



1/1

物件調書

登記年月日：令和7年8月25日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年9月2日 長崎地方方法務局佐世保支局

令和7年9月2日

長崎地方法務局佐世保支局

謝時昌題

岩永寿子

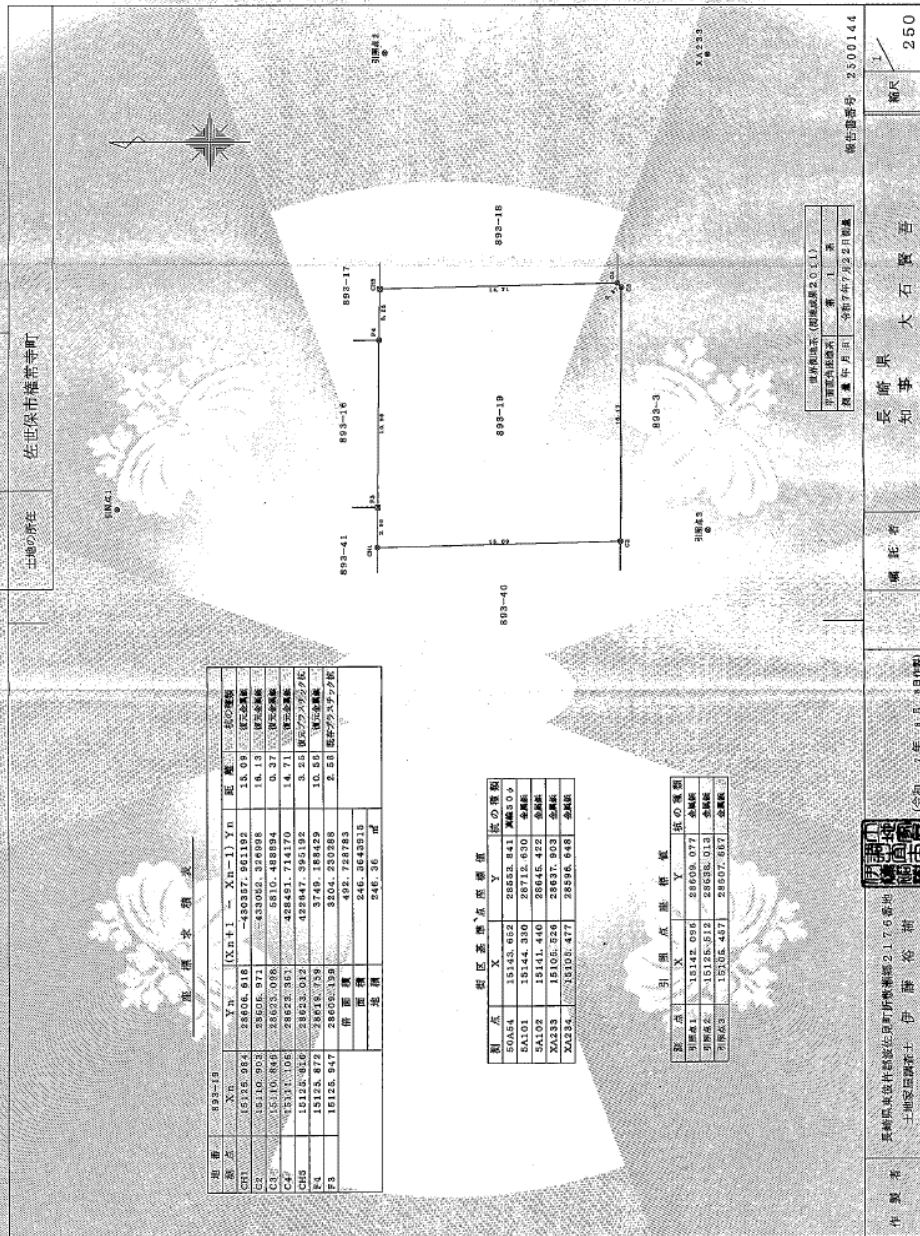
長崎地方
徳島県
世保町

地圖整理番号:M14702

地区	調査年	Yn	$(Xn+1 - Xn-1)/Yn$	産業	主要産物
CH1	15715.924	28606.916	-430337.961192	13.99	皮革・毛織物
	15110.923	28506.971	-430332.376998	16.13	皮革・毛織物
CH2	15110.948	28603.038	-430332.376998	16.13	皮革・毛織物
	15110.948	28603.038	-430332.376998	16.13	皮革・毛織物
CH3	15112.926	28613.012	-430347.356192	3.55	皮革・毛織物
	15112.926	28613.012	-430347.356192	3.55	皮革・毛織物
P1	15112.927	28613.019	-430347.356192	10.95	皮革・毛織物
P2	15112.927	28613.019	-430347.356192	10.95	皮革・毛織物
P3	15112.947	28613.019	-430347.356192	2.88	皮革・毛織物
		499.728383			
		546.504313			

地区名称	Y		抗の管数
	X	Y	
刻点			
50A54	15143.652	28552.841	東3500
5A101	15144.330	28712.630	全501
5A102	15141.440	28646.432	全502
5A433	15105.526	28637.903	全503
5A232	15106.477	28594.648	全504

要 点	引 点	組 点	座 標	Y	座 標
引点1	15142.036			28509.077	金属板
引点2	15126.512			28538.013	金属板
				28562.679	金属板
				28587.345	金属板



報告書番号 2500144

物件番号

R07長警01

物 件 調 書

公用 長崎県佐世保市権常寺町 893-19 全部事項証明書 (建物)

表 題 部	(主である建物の表示)	調製	平成7年10月26日	不動産番号	3103000340629
所在図番号	[余白]				
所 在	佐世保市権常寺町 893番地19			[余白]	
家屋番号	893番19			[余白]	
① 種 類	② 構 造	③ 床 面 積 m ²		原因及びその日付〔登記の日付〕	
住宅	木造セメント瓦葺平家建	79.49		昭和53年9月20日新築	
[余白]	[余白]	[余白]		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成7年10月26日	

権 利 部 (甲 区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登 記 の 目 的	受付年月日・受付番号	権 利 者 そ の 他 の 事 項
1	所有権保存	昭和55年8月28日 第19794号	所有者 長 崎 県 順位1番の登記を移記
	[余白]	[余白]	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成7年10月26日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

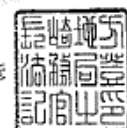
(長崎地方方法務局佐世保支局管轄)

令和7年5月12日

長崎地方方法務局

登記官

大 瀬 賢 彦



* 「登記の目的」欄に「相続人中等」と記載されている登記は、所有権の登記名義人(所有者)の相続人からの申請に基づき、

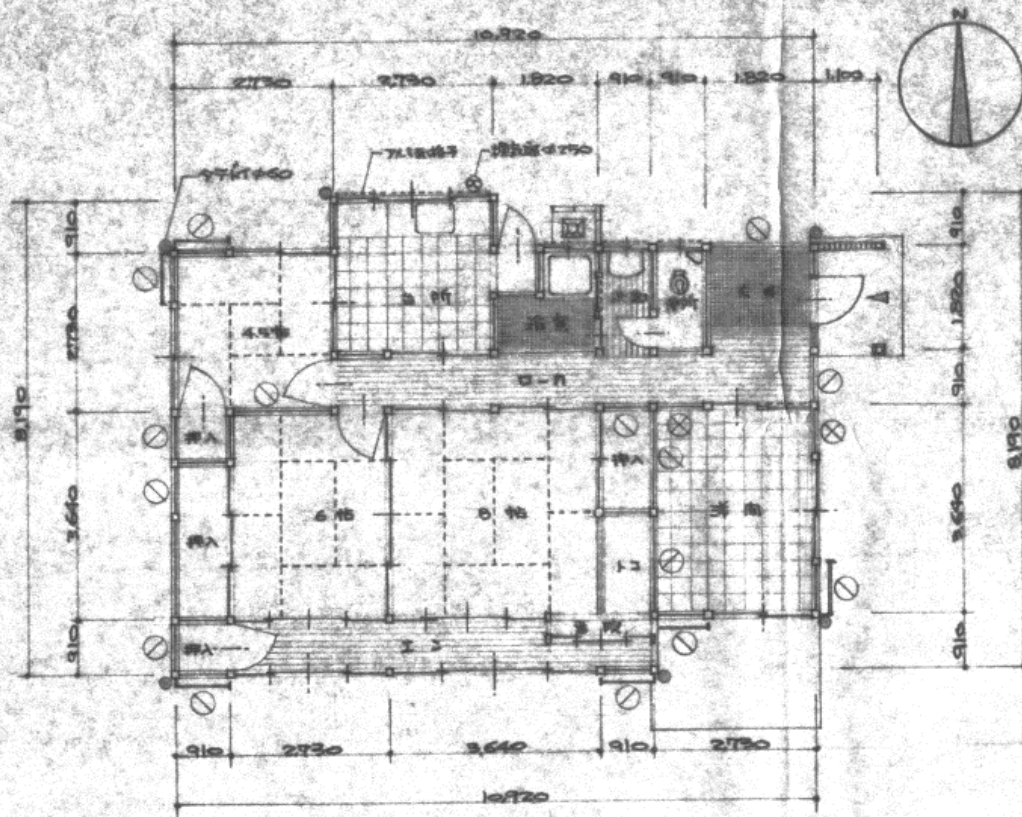
登記官が事務で、申請があった相続人の住所・氏名等を付記したものであり、権利関係を公示するものではない。

* 下線のあるものは排他事項であることを示す。

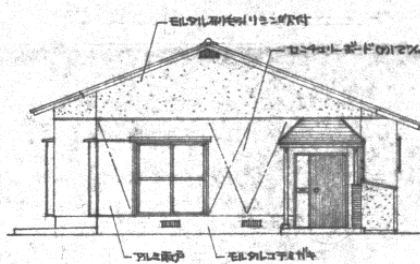
整理番号: K73113-(1/1)

1/1

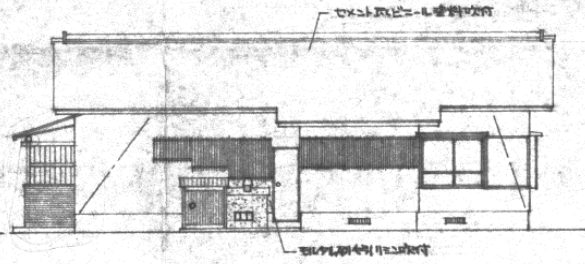
物件調査



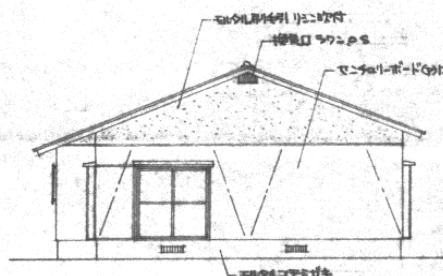
平面図 $s = 1/100$



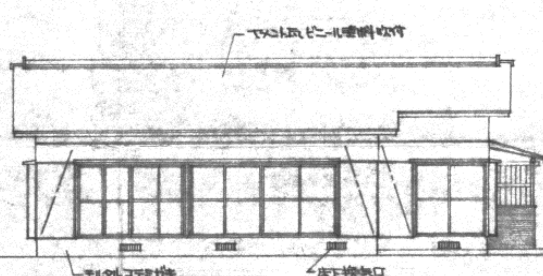
東側立面図 $s = 1/100$



北側立面図 $s = 1/100$



西側立面図 $s = 1/100$



南側立面図 $s = 1/100$

物件番号

R07長警01

物件調書

